

私道に公共下水道を布設するには

私道の下水道管は、本来、利用する人が個人の費用で設置し、維持管理することになります。

しかし、下水道の利用促進を図るため、次の条件を満たせば、

申請により、上下水道局の費用で下水道管を布設し、維持管理します。

主な条件として

- ①私道の両端または一端が公道に接し、有効幅員が原則として2m以上で、布設をするのに支障がないこと。
- ②当該私道の土地所有者の全員が、公共下水道の布設を承諾していること。
- ③私道の公共下水道を利用し排水する戸数が2戸以上で、その2分の1以上（2戸の場合は2戸全部）が直ちに排水設備を設置することが明らかであること。

公道・私道から接続した場合の相違点

	公道から接続した場合	私道から接続した場合
申請の必要	市で計画的に工事を行う 為申請は必要ありません	利用される皆さんの申請が 必要です
接続義務	公共下水道の供用が開始 された日から3年以内に 接続	私道へ管が埋設されたら直 ちに接続（3年以内ではない）
地下埋設物移設費用の負担 （水道・ガス管・排水管等）	市で負担	移設の必要が生じた場合申 請者の皆さんで負担
路面復旧	原則全面復旧	復旧路面は原形での復旧 復旧幅は原則4mまで
下水道管の所有権	市	市
その他		・ 私道部分の工事は、決定 後約1年先となります ・ 撤去する場合未償還金 の納入あり

私道に公共下水道を布設する場合は、条件等がありますので、利用される皆さんで十分お話しを行われ納得された後に、代表者を定めて上下水道局へ申請を行ってください。記入上の注意事項・記入方法は、次頁以降に示していますので、参考にしてください。

(様式第1号)

- ・ **申請書で代表者を定め**、その代表者の郵便番号・住所・名前・連絡先を記入。
- ・ 下水道管を埋設する**私道の土地地番**を記入（注意；住居表示ではありません。）
土地地番は、法務局で公図・登記事項要約書で確認できます。

(様式第2号)

- ・ 埋設される下水道管を**利用予定の建物所有者**の住所・名前の記入及び押印、
早期排水設備設置希望の（有・無）を記入。
（注意； 早期排水設備設置希望の（有・無）を有と記入された場合は、市で公共
下水道を布設し工事が完了したら、直ちに水洗化工事を行っていただきます。利用
予定者の2分の1以上の方の有が必要。利用戸数が2戸の場合は、全員の方の
有が必要）

(様式第3号)

- ・ **公共下水道を埋設する土地とその土地の所有者**の住所・名前を記入及び押印。
埋設する土地の地番は、（様式第1号）の私道の土地地番と整合すること
（注意；所有者は法務局備付の公簿と一致すること。一致しない場合は、
相談ください。私道所有者死亡のときは、別紙誓約書を提出）

(様式第4号)

- ・ 公道と私道の区分、各戸の名前、私道の幅員・延長を図示（注意；（様式第2号）
へ記入した建物所有者と各戸の名前は、整合すること）

(様式第1号)

公 共 下 水 道 布 設 申 請 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

福山市上下水道事業管理者 様

申請者代表

郵便番号 720-〇〇〇〇

住 所 福山市 〇〇〇町〇〇〇〇

名 前 福 山 太 郎 印
(電話 ー)

排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化工事を行うについて、次の私道に公共下水道を布設くださるよう関係書類を添えて申請します。

私道の土地の所在

私道の土地地番
筆数があるだけ記入
*住居表示番号で
はありません。

福山市 〇〇〇 町 〇〇 丁目 〇〇〇 番 地内

※ この申請に係る書類は、福山市上下水道局経営管理部お客さまサービス課で保管します。

(様式第2号)

早期排水設備設置希望の有無で無を選択され（駐車場・農地等）たが、取付管を設置希望される場合は、取付管希望と記入してください

公共下水道布設希望者名簿

本申請に基づく公共下水道が布設された場合、名簿に署名している者は、直ちに排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化工事を行います。

	住 所	名 前	印	早期排水設備設置希望の有無	摘 要
1	福山市〇〇〇町〇〇〇	A 〇 〇 〇 〇 〇	印	有	貸家〇戸
2	福山市〇〇〇町〇〇〇	B 〇 〇 〇 〇 〇	印	有	
3	福山市〇〇〇町〇〇〇	C 〇 〇 〇 〇 〇	印	有	
4	福山市〇〇〇町〇〇〇	D 〇 〇 〇 〇 〇	印	有	
5	福山市〇〇〇町〇〇〇	E 〇 〇 〇 〇 〇	印	無	畑 取付管希望
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※ 埋設される下水道管を利用予定の建物所有者が記入・押印。
※ 貸家の場合は、貸家の所有者が記入し、摘要欄に貸家〇戸と記入する。

有又は無を記入
有・私道工事が完成し接続可能になったら、直ちに排水設備工事をする。
無・早期排水設備の希望がない又は汚水排水が発生しない場合（例 駐車場・農地等）

公共下水道布設承諾書

〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

福山市上下水道事業管理者 様

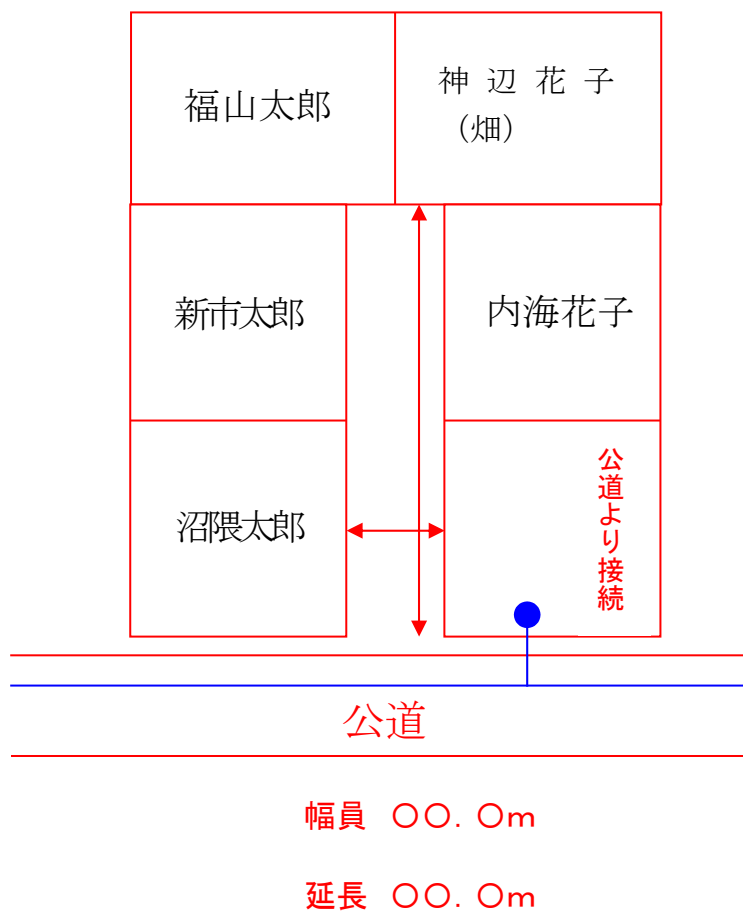
私道への公共下水道の布設に係る下記の条件について、同意及び遵守し、私の所有する次の土地(私道)に公共下水道を布設することを承諾します。

- (1) 私道の両端又は一端が公道に接し、有効幅員が原則として2m以上で、布設するのに支障がないこと。
- (2) 私道の公共下水道を利用し排水する戸数が2戸以上で、その2分の1以上(2戸の場合は2戸全部)が直ちに排水設備を設置することが明らかであること。(1戸とは、便所と炊事場を備えた建築物をいう。)
- (3) 当該私道の使用期間は、公共下水道の存置期間とし、土地使用料は無償とする。
- (4) 公共下水道布設に際して、ガス管・水道管等地下埋設物の移設の必要が生じた場合はその移設に係る費用は、申請者側において負担する。
- (5) 公共下水道布設工事に伴う路面復旧は原形復旧とし、復旧幅は原則として4メートルまでとする。
- (6) 当該私道に布設された公共下水道に関し、新たに利用の申し出をした者がある時は、正当な理由のない限り、接続を拒みません。
- (7) 当該私道に布設された公共下水道の維持・管理に支障になることはおこないません。
- (8) 当該私道の所有権を他人に譲渡し、または新たな権利を設定しようとする場合は、その譲渡人又は権利を取得する者に対し、市が無償で当該私道を使用する権利を承継します。
- (9) 当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ管理者と協議します。
- (10) 建設時から償還年数を経過していない公共下水道を廃止又は変更しようとする者は、それに要する費用を負担し、公共下水道布設に要した費用の未償還分を福山市へ納入しなければならない。

土地(私道)の所在		土地(私道)の所有者等		
町 名	地 番	住 所	名 前	印
〇〇町大字〇〇	〇〇〇-〇	福山市〇〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	印
〇〇町大字〇〇	〇〇〇-〇	福山市〇〇〇町〇〇	〇 〇 〇 〇	印
※ 様式第1号と同じ 下水道管を埋設する私 道の土地の所在地番		※私道の土地所有者全員が署名・押印。 所有者は、法務局備付の登記事項 要約書及び公図の写しで確認のこと ※私道の土地所有者が死亡のときは、 別紙誓約書を提出		

私道平面図及び建物所有者区画図

※ 各戸の名前を必ず記入



- (注) 1 各戸の名前を記入すること。
- 2 公道と私道の区分が明らかになるよう記入すること。
- 3 私道の幅員、管布設延長を記入すること。

(様式第 1 号)

公 共 下 水 道 布 設 申 請 書

年 月 日

福山市上下水道事業管理者 様

申請者代表

郵便番号

住 所 福山市 町

名 前

(電話 ー 印)

排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化工事を行うため、次の私道に
公共下水道を布設くださるよう関係書類を添えて申請します。

私道の土地の所在

福山市 町 丁目 番 地内

※ この申請に係る書類は、福山市上下水道局経営管理部お客さまサービス課で保管します。

(様式第2号)

公 共 下 水 道 布 設 希 望 者 名 簿

本申請に基づく公共下水道が布設された場合、名簿に署名している者は、直ちに排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗化工事を行います。

	住 所	名 前	印	早期排水設備設置希望の有無	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

公共下水道布設承諾書

年 月 日

福山市上下水道事業管理者 様

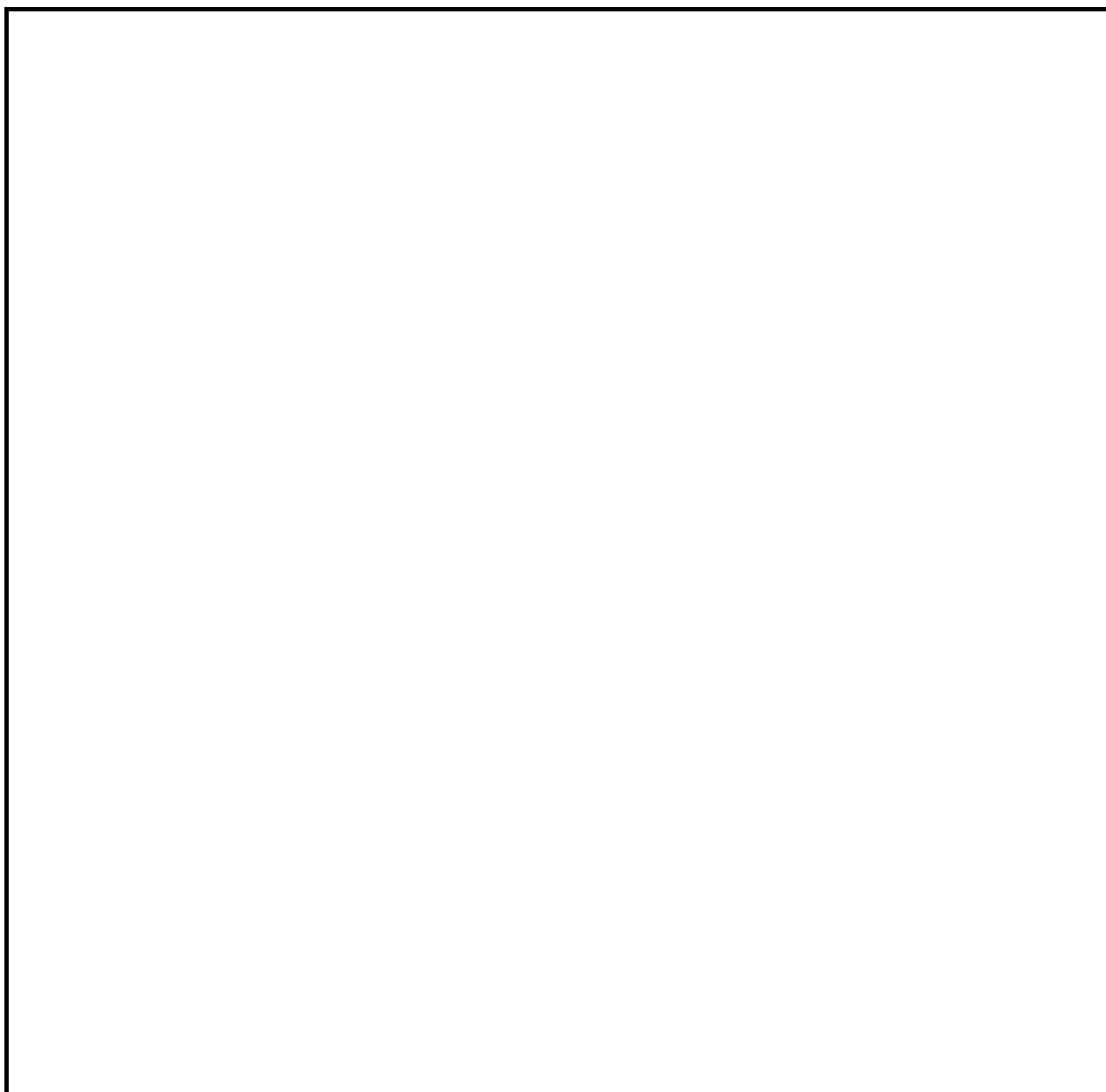
私道への公共下水道の布設に係る下記の条件について、同意及び遵守し、私の所有する次の土地(私道)に公共下水道を布設することを承諾します。

- (1) 私道の両端又は一端が公道に接し、有効幅員が原則として2m以上で、布設をするのに支障がないこと。
- (2) 私道の公共下水道を利用し排水する戸数が2戸以上で、その2分の1以上(2戸の場合は2戸全部)が直ちに排水設備を設置することが明らかであること。(1戸とは、便所と炊事場を備えた建築物をいう。)
- (3) 当該私道の使用期間は、公共下水道の存置期間とし、土地使用料は無償とする。
- (4) 公共下水道布設に際して、ガス管・水道管等地下埋設物の移設の必要が生じた場合はその移設に係る費用は、申請者側において負担する。
- (5) 公共下水道布設工事に伴う路面復旧は原形復旧とし、復旧幅は原則として4メートルまでとする。
- (6) 当該私道に布設された公共下水道に関し、新たに利用の申し出をした者がある時は、正当な理由のない限り、接続を拒みません。
- (7) 当該私道に布設された公共下水道の維持・管理に支障になることはおこないません。
- (8) 当該私道の所有権を他人に譲渡し、または新たな権利を設定しようとする場合は、その譲渡人又は権利を取得する者に対し、市が無償で当該私道を使用する権利を承継します。
- (9) 当該私道の現況を変更しようとするときは、あらかじめ管理者と協議します。
- (10) 建設時から償還年数を経過していない公共下水道を廃止又は変更しようとする者は、それに要する費用を負担し、公共下水道布設に要した費用の未償還分を福山市へ納入しなければならない。

土地(私道)の所在		土地(私道)の所有者等		
町 名	地 番	住 所	名 前	印

(様式第4号)

私道平面図及び建物所有者区画図



- (注) 1 各戸の名前を記入すること。
- 2 公道と私道の区分が明らかになるよう記入すること。
- 3 私道の幅員、管布設延長を記入すること。